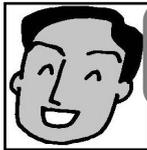


被災者支援制度 その1



Q

3月11日に起こった東北地方太平洋沖地震など大規模自然災害で被害者になった場合に国と地方公共団体が一体になって生活の立て直しを支援する制度にはどんなのがあるのですか？



A

主に被災者個人に対して2つの制度があります。

1. 当面の暮らしを維持するための支援制度
2. 住むところを購入したり、借りたりするための支援制度



Q

では、1. の当面の暮らしを維持するための支援制度について教えてください。



A

1. の支援制度でも、支援された金銭を返済しなくてよい制度と返済しなければならない制度があります。

(1) 返済をしなくてもよい制度

①災害弔慰金

・ 受給要件

災害で死亡した遺族が受給できます。

・ 受給できる方の範囲と順番

死亡した方の配偶者、子供、父母、祖父母の順です。

・ 受給金額の内容

生計維持者が死亡した場合……500万円を超えない範囲で受給

その他の者が死亡した場合……250万円を超えない範囲で受給

被災者支援制度 その2



Q

災害弔慰金は死亡した場合に受給できるようですが、障害状態になった場合にはどんな支援制度がありますか？



A

②災害障害見舞金

・ 受給要件

災害で著しい障害になった場合。

・ 受給できる方

障害になった本人が受給できます。

・ 受給金額の内容

生計維持者が障害状態になった場合……250万円を超えない範囲で受給。

その他の者が障害状態になった場合……125万円を超えない範囲で受給。



Q

①災害弔慰金と②災害見舞金は、死亡あるいは障害状態になった場合です。この他に住宅が全壊あるいは大規模半壊した場合の支援制度がありますか？



A

あります。それは

③被災者生活再建支援制度です。

・ 受給要件

災害で住宅が全壊、大規模半壊した場合。

・ 受給できる方

住宅が全壊、大規模半壊した世帯主

・ 受給金額(基礎支援金として)

全壊の場合……100万円 大規模半壊の場合……50万円

但し、世帯人数が一人の場合には上記金額の4分の3。

被災者支援制度 その3



Q

返済しなければならない制度で、低い金利で生活資金を得られる支援制度を教えてください。



A

災害を受けた結果、当面の生活資金が必要な低所得者に支援する貸付は2つあります。

①緊急小口資金

- ・貸付限度額……10万円
- ・貸付利率……無利子
- ・据置期間……2ヵ月以内
- ・返済期間……8ヵ月以内

②福祉費

- ・貸付限度額……150万円限度
- ・貸付利率……連帯保証人を立てた場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年利1.5%
- ・据置期間……6ヵ月以内
- ・返済期間……7年以内



Q

住まいを再建する場合、現在の住まいで生活できないので賃貸する場合の支援制度はありますか？



A

前頁の被災者生活再建支援制度は住まいが全壊、大規模半壊した場合に基礎支援金として100万円(世帯人数が一人は4分の3)を受給できます。この被災者生活再建支援制度は新しく住まいを建設したり、補修したり、賃貸したりした場合に支援金が増額されます。

- ・新しく住まいを建てたり、購入したりした場合……200万円
- ・現在の住まいを修復して住む場合……100万円
- ・賃貸をした場合……50万円
(世帯人数が一人は4分の3)

被災者支援制度 その4



Q

例えば、東北地方太平洋沖地震の津波で住まいが流出してしまった場合に被災者生活再建支援制度では最高300万円になりますが、この金額では再建できないとしたらお金を借りることになります。どこで貸してくれますか？



A

まず、被災者生活再建支援制度をまとめると以下の表になります。津波で住居が流出した場合は、基礎支援金(世帯人数が複数)は100万円、再建するなら加算支援金200万円です。最高300万円になります。

被災者生活再建支援制度			
●基礎支援金(この支援金は下記の金額を被害程度によって受給できます)			
	住宅の被害程度		
	全壊	大規模半壊	
受給額	100万円	50万円	
●加算支援金(この支援金は下記の金額を住宅の再建方法に応じて受給できます)			
	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅は除く)
受給額	200万円	100万円	50万円

これでは再建などできません。そこで借入することになった場合には、独立行政法人住宅金融支援機構が災害復興住宅融資をしてくれます。融資金額は以下の通りです。

●住宅金融支援機構の災害復興住宅融資			
	建物の構造	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造住宅(一般)	1,400万円	25年
特別加算		450万円	併せて利用する場合は基本融資の期間と同じ
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※据置期間は3年間です。